

【参考 8】

短期滞在手術等基本料 3 の見直し

1. 基本的考え方

一定程度治療法が標準化した手術等を新たに短期滞在手術等基本料 3 の対象とするとともに、一部の手術等について診療の実態に合わせた評価の精緻化等を行う。

[A 4 0 0 短期滞在手術等基本料]

3. 短期滞在手術等基本料 3 (4 泊 5 日までの場合)

— 抜糞 —

(新設) カ K 6 1 6-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 37,588 点
(生活療養を受ける場合にあっては、37,517 点)

注 5 第 1 章基本診療料及び第 2 章特掲診療料に掲げるもの（当該患者に対して行った第 2 章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料、第 3 節薬剤料、第 4 節特定保険医療材料料、区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓及び退院時の投薬に係る薬剤料並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、短期滞在手術等基本料 3 に含まれるものとする。

(平成 28 年 3 月 4 日 厚生労働省告示 第 52 号)